

公益社団法人大阪社会福祉士会 参与選出規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人大阪社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第4条の各事業を円滑に遂行するために本会事務局に「参与」を置く場合の必要な事項を定める。

(選 任)

第2条 参与は2名以内とし、理事会の議決に基づき会長が本会会員に委嘱する。

(職 務)

第3条 参与は本会会長の特命事項を担当し、活動する。

(任 期)

第4条 参与の任期は、原則2年とする。

(解 任)

第5条 参与が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決に基づいて解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他参与としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第6条 参与は、無給とする。

- 2 参与には、費用を弁償することができる。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規程は、2013年5月26日から施行する。
2. 社団法人大阪社会福祉士会参与選出規程（2008年4月15日制定）は、廃止する。